

蒲郡市高齢者運転免許自主返納支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者による交通事故の減少を図るため、高齢者の運転免許証の自主返納を支援する運転免許自主返納支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条第1項に規定する運転免許証であつて、有効期間内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 道路交通法第104条の4第1項の規定により、すべての免許の取消しを申請し、運転免許証を返納することをいう。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に記録されている満年齢70歳以上の者
- (2) 運転免許証を自主返納する意思のある者

(申請手続)

第4条 前条の対象者が、次条の支援を受けようとする場合は、運転免許証を自主返納した後、市長に対し、公安委員会が発行した申請による運転免許の取消通知書(以下「取消通知書」という。)を提示しなければならない。

(支援内容)

第5条 市長は、前条の規定による申請手続をした対象者に対し、記念品を贈呈するものとする。

- 2 前項の規定による記念品の贈呈を受けられるのは、対象者本人のみとし、1回限りとする。

(申請期限)

第6条 第4条の規定による取消通知書の提示は、運転免許証を自主返納した日から起算して30日以内に行わなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年8月1日から施行する。
- 2 第4条に規定する支援は、この要綱の施行の日以後に自主返納した者から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。